

日行連発第954号
令和3年10月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設業関係法令におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行について（周知）

第204回国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、建設業関係法令を含む各法律に規定された民間手続等について電磁的方法により行うこと等を可能とする見直しが行われ、令和3年9月1日に施行されました。

今般、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より、下記の書面の交付について電磁的方法により行うことを可能とする見直しが行われたとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

記

<建設業法関係>

- ・ 建設工事の見積書（法第20条第2項）
- ・ 特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面（法第26条の3第3項）

<公共工事の前払金保証事業に関する法律関係>

- ・ 保証金の請求に係る書面（法第13条第2項）

<建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係>

- ・ 対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面（法第12条第1項）

【別添】

- ・ 建設工事の見積書
- ・ 特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面
- ・ 保証金の請求に係る書面
- ・ 対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面

以上